

## イベント等の開催の目安

令和3年2月12日

~~(令和4年11月25日改訂)~~

(令和5年2月1日改訂)

### 1 イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」とは、事前予約もしくは当日のチケット販売により、開催時間を指定して、不特定多数に向けて集客する興行等を指します。

### 2 感染防止安全計画を策定するイベント

「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により感染防止安全計画を策定し、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

人数上限は、収容定員（収容率上限100%）~~（大声なし）~~までとすることを基本とするが、~~同一のイベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）、100%（大声なし）とする。~~

※参加者を事前に把握できない場合でイベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、かつ、収容定員が設定されていない場合で人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時は、安全計画策定の対象とする。

#### (1) 感染防止安全計画に記載すべき事項

必要な感染防止対策（下記4）を具体的に感染防止安全計画に記載。

#### (2) 安全計画の提出期限

主催者は、イベントの開催日の2週間前までに県に提出。

#### (3) 結果報告書の提出

主催者は、イベント終了日から1か月以内を目途に別途定める様式による結果報告書を県に提出。ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告。

### 3 感染防止安全計画を策定しないイベント

上記2「感染防止安全計画を策定するイベント」以外のイベントについては、次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合(下記4)には、次に掲げる(ア)人数上限及び(イ)収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

#### ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

#### イ 収容率の目安

収容率の上限は、~~大声(注1)での歓声等がないことを前提としうる場合については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については50%とすることを基本とする。なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。~~

~~(注1)「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。~~

~~＜大声の具体例＞→観客間の大声・長時間の会話~~

~~スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱  
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。~~

- (2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策(下記4)に加え、~~大声での歓声等がないことを前提としうる場合にあっては密が発生しない(人と人とが触れ合わない)程度の間隔、それ以外のものにあつては十分な人と人との間隔(1m)~~を確保すること。

### 4 必要な感染防止対策について(全てのイベント等において実施することが前提)

必要な感染防止対策の担保とは、別紙2に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

※感染防止安全計画の策定を要しないイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者が別途定めるチェックリストにより感染防止策を確認し、Webページ等で公表すること(イベント終了日から1年間保管)。

※対策実施にあたっては、子どもや障害をお持ちの方など、マスクの着用などの感染防止対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮すること(厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害がある方等への理解について」参照)。



# 感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定 (注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで (注3)	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	<del>100% (注4) (注5)</del>	<del>大声なし: 100% (注5)</del> <del>大声あり: 50%</del>
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで (注3)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100% (注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし (注6) 5	原則要請なし (注6) 5
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注7) 6	5,000人
	収容率上限 (注2)	100% (注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能  
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用 (緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)  
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必要)  
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする  
 (注4) ※安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提 ※ (追加) 緊急事態措置区域、重点措置区域における  
~~(注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50% (大声あり)・100% (大声なし)~~  
 (注6) 5 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能  
 (注7) 6 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能